

後援等名義の使用許可に関する取扱内規

(目的)

第1条 この内規は、名城大学（以下、「本学」という。）の後援又は協賛、共催等の名義（以下、「後援等名義」という。）の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名義の区分)

第2条 後援等名義の使い分けについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 後援とは、第三者が開催団体等となる学会やシンポジウム等に対して、本学がその趣旨に賛同し、後ろだてとなり応援や支援することをいう。
- (2) 協賛とは、前号に定める後援に比べ、その事業への本学の関与度合いが大きい場合をいう。
- (3) 共催とは、本学が共同で事業を開催することをいう。
 - ② 前項第1号に定める名義の使用については、本学の費用負担が不要の事業に限る。
 - ③ 前項第2号及び第3号に定める名義の使用については、その事業への本学の関与度合いにより本学が費用負担する場合もある。

(判断基準)

第3条 後援等名義を使用させることができる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体
- (2) 教育研究機関
- (3) 学術団体（任意団体を含む。）
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- (5) その他、前各号に準ずると学長が認める団体
- (6) 学生団体への使用許可については、別に定める

(許可基準)

第4条 本学が後援等名義を使用許可することができる事業は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 本学の理念・ミッションに沿った事業であり、本学の教育研究活動を進める上で有益であり、本学の発展に寄与すると認められる事業であること。
- (2) 本学の教職員が講演予定であること、若しくは開催にあたり企画、運営等に主導的に参画していること。
- (3) 事業の開催にあたり、事故防止対策等に十分な措置が講じられていること。
- (4) 参加者等に生じた損害について、本学が賠償責任を負わないこと。

(申請)

第5条 後援等名義の使用許可を受けようとする団体等は、「使用許可申請書」（様式第1）により、原則として当該事業開催予定日の3週間前までに学長に申請し、その許可を受けなければならない。

- ② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。
 - (1) 定款、会則等
 - (2) 事業計画書（参加者から参加料等を徴収する場合は収支予算書を含む。）
 - (3) その他開催内容が分かるもの

- ③ 前項の規定にかかわらず、過去1年以内に後援等名義の使用許可を受けた団体等が、当該許可にかかる事業に類する事業に対して本学名義を申請する場合には、必要に応じて前項第1号の書類提出を省略することができる。

(許可)

第6条 学長は、申請を許可する場合は、申請した団体等に対し「使用許可証」(様式第2)をもって使用許可を通知するものとする。

- ② 学長は、必要に応じて団体等に追加の資料提出を求めることができる。
③ 学長は、後援等名義の使用許可をする場合は、必要に応じて条件を付すことができる。

(遵守事項)

第7条 後援等名義の使用許可を受けた団体等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 後援等名義の使用は当該事業に限るものとする。
(2) 申請後、事業計画等に変更が生じた場合は、直ちに学長へ届出ること。
(3) 許可を受けた事業の実施にあたり、ポスター、チラシ、パンフレットその他印刷物等を作成した場合、本学へ1部提出すること。
(4) 事業実施後、期限内に「事業実施報告書」(様式第3)にて事業実施報告をしなければならない。

(施設等の保全・弁償)

第8条 本学内で事業を実施する場合、本学の施設、設備及び備品(以下、「施設等」という。)の使用、管理並びに使用上の注意については別に定めるところによるものとする。

- ② 主催団体等は、本学の許可なくして施設等を目的外に使用し、又は工作を加えてはならない。
③ 主催団体等は、過失や目的外の使用又は工作を加えたことにより、本学の施設等を汚損又は損傷若しくは滅失させた場合、直ちに原状に復すか原状復旧に必要な経費を弁償しなければならない。

(許可の取消)

第9条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、後援等名義の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽が判明した場合。
(2) 本学内での開催にあたって、施設貸し出しのみの場合。
(3) その他、後援等名義の使用について学長が適当ではないと判断した場合。

(事務)

第10条 後援等名義の使用許可に関する事務は、渉外部において分掌する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年8月4日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和2年6月1日から施行する。